官報号外

国土交通省

平成30年度１級土木施工管理技術検定及び２級土木施工管理技術検定の実施について

平成30年度１級土木施工管理技術検定及び２級土木施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第３条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月19日　　国土交通大臣　石井　啓一

１　受検資格

⑴　１級土木施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当する者

区分	学歴又は資格		土木施工に関する実務経験年数	
			指定学科	指定学科以外
イ	大学卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」に限る）		卒業後３年以上	卒業後４年６月以上
	短期大学・高等専門学校卒業者 専門学校卒業者（「専門士」に限る）		卒業後５年以上	卒業後７年６月以上
	高等学校卒業者・中等教育学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）		卒業後10年以上	卒業後11年６月以上
	その他の者		15年以上	
ロ	２級合格後３年以上の者		合格後１年以上の指導監督的実務経験及び専任の監理技術者による指導を受けた実務経験２年以上を含む３年以上	
	２級合格後５年以上の者		合格後５年以上	
	２級合格後５年未満の者	高等学校卒業者 中等教育学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後９年以上	卒業後10年６月以上
		その他の者	14年以上	
ハ	高等学校卒業者・中等教育学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）		卒業後８年以上の実務経験（その実務経験に指導監督的実務経験１年以上を含み、かつ、５年以上の実務経験の後専任の監理技術者による指導を受けた実務経験２年以上を含む）	

区分				土木施工に関する実務経験年数	
				指定学科	指定学科以外
ニ	専任の主任技術者の実務経験が１年以上ある者	２級合格者	合格後３年以上の者	合格後１年以上の専任の主任技術者実務経験を含む３年以上	
			合格後３年未満の者 短期大学・高等専門学校卒業者 専門学校卒業者（「専門士」に限る）	イの区分	卒業後７年以上
			合格後３年未満の者 高等学校卒業者 中等教育学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後７年以上	卒業後８年６月以上
			合格後３年未満の者 その他の者	12年以上	
		高等学校卒業者 中等教育学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）		卒業後８年以上	卒業後９年６月以上
		その他の者		13年以上	

（注１）　高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による試験、旧大学入学試験検定規則（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規則（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正８年文部省令第９号）による試験に合格した者及び旧高等学校令（大正７年勅令第389号）による高等学校の尋常科、旧青年学校令（昭和14年勅令第254号）による青年学校本科、旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による付属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業又は修了した者を含む。（以下同じ。）

（注２）　高等学校を卒業した者（上記区分ハを除く。）には、旧実業学校卒業程度検定規定（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者を含む。（以下同じ。）

（注３）　短期大学を卒業した者には、旧専門学校卒業程度検定規定による検定に合格した者を含む。（以下同じ。）

（注４）　上記区分の実務経験年数は、１年以上の指導監督的実務経験年数を必要とする。

（注５）　実務経験年数は、１級学科試験日の前日（平成30年６月30日（土））までで計算する。

（注６）　２級試験合格者の実務経験年数は、その試験の合格発表日より計算する。

⑵　２級土木施工管理技術検定・学科試験（種別：土木・鋼構造物塗装・薬液注入）　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　学科・実地試験

学歴	土木施工に関する実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」に限る）	卒業後１年以上	卒業後１年６月以上
短期大学・高等専門学校卒業者 専門学校卒業者（「専門士」に限る）	卒業後２年以上	卒業後３年以上